自 己 点 検 表

| 委託営業所名 | |
|--------|--|
| 受託営業所名 | |

| | 文託呂未別名 | | | | |
|---------------------|--|--------------|----------|----|----------------------------|
| 通達該当 部分 | 審 査 項 目 | 確認方法 | 訂正 可否 | O× | 契約書等の該当部分 (必須) |
| 2 | 対面点呼に限られているか。 | 契約書等 | 可可 | | 12 50 |
| 2, | アルコール検知器に係る業務、点呼の実施記録に係る業務は委 | | | | |
| 10(1) | 託され、受託者の責任となっているか。 | | 可 | | |
| 3 (1) | 委託者は、Gマーク営業所であるか、または、申請日前3年以内に「一当の重大事故」又は「点呼の実施違反」をしていないか。 | | 不可 | | |
| 3 (2) | 受委託点呼の時間帯は、1営業日中16時間以内か。 | 契約書等 | 可 | | |
| 3 (3) | 委託者における委託先は一に限られているか。 | 契約書等 許可台帳 | 可 | | |
| 3 (4) | 受委託点呼実施場所は受託営業所又は車庫か。受委託点呼実施 場所と委託者の車庫との距離は5km以内か。 | | 不可 | | |
| 3 (5) | 危険物輸送や特別な許可が必要な運行は除外しているか。 | 契約書等 | 可 | | |
| 4 | 受託者は、Gマーク営業所であるか。 | 認定書等 | 不可 | | |
| 5 (1) (2) | 受委託点呼実施者(運行管理者又は補助者)数は次式以上か。 1+{(受車数+委車数)÷30} 小数点以下切り捨て | | 可 | | |
| 5 (4) | 受託者から委託者に、受委託点呼実施者の名簿等を提出することとなっているか。 | | 可 | | |
| 6 (1) | 運転者は受委託点呼実施者の指導に従い、委託者は受委託点呼 実施者の助言を尊重することとなっているか。 | | 可 | | |
| 6 (2) | 委託者から受託者に、運転者名簿、運転者台帳写し、健康診断 概要・病歴・服用薬に係る書類、点検整備記録簿の写し、緊急 連絡体制表が提出されることとなっているか。 | | 可 | | |
| 6 (3) | 委託者から受託者に、一定期間前に、点呼を受ける予定の運転 者等が分かる書類を提出することとなっているか。 | | 可 | | |
| 6 (4) ア | 委託者は、乗務前の点呼を受ける運転者に、当日の運行の計画 について指示することとなっているか。 | | 可 | | |
| 6 (4) イウ | 乗務前点呼時に、運転者から受委託点呼実施者に対し、前日の 勤務状況、当日の運行計画、免許証、車検証、自賠責証を提 示、日常点検の結果等を報告することとなっているか。 | | 可 | | |
| 6 (5) | 乗務後点呼時に、運転者から受委託点呼実施者に対し、乗務に 係る自動車、道路及び運行の状況等について報告することと なっているか。 | | 可 | | |
| 7 (1) (2) (4) | 乗務前点呼で、運転者の体調不良等や法令違反を発見したと き、または、乗務後点呼で法令違反を発見したときは、委託者 に連絡することとなっているか。 | | 可 | | |
| 7 (5) | 受託者において受委託点呼が実施できなくなった場合、直ちに 委託者に連絡することとなっているか。 | | 可 | | |
| 8 | 受委託点呼の実施記録について、記録・保存、写しの提供方法 が、通達のとおり記載されているか。 | | 可 | | |
| 9 (1) | 双方の運行管理規程に、受委託点呼の方法等について規定する こととなっているか。 | | 可 | | |
| 9 (2) | 個人情報の厳正な取扱いについて規定されているか。 | | 可 | | |
| 9 (3) | 受委託点呼を含めた総点呼回数の1/3以上を委託者の運行管理者が実施することとなっているか。 | | 可 | | |
| 9 (3) | 長期間、委託者の運行管理者と対面しない運転者に対し、指導・監督等を適切に行うこととされているか。 | | 可 | | |
| 9 (4) | 災害・気象警報が発令等された場合、委託者に連絡することと なっているか。委託者が運行をさせると判断したとき、委託者 は安全のための措置を講ずることとなっているか。 | | 可 | | |
| 9 (5) | 委託者は受託者を定期的に調査管理することとなっているか。 受託者は当該調査等に協力することとなっているか。 | | 可 | | |
| 10(2) | 交通事故の対応は、委託者が行うこととなっているか。 | | 可 | | |
| 11(1) | 受委託点呼の終了の要件が通達どおり規定されているか。 | | 可 | | |
| 12 | 受委託の報酬は適切か。 | | 可 | | |
| 13 (4) | 受委託点呼実施期間は、3年以内となっているか。 | | 可可 | | |
| | | りの冬頂 | • | | L |

- 「通達該当部分」の項中の数字は、局長通達(H25.7.30付国自安66号等)の条項を示す。 **※**
- * 「確認方法」の項中「契約書等」は、契約書及び管理の実施方法の細目を示す。
- 「訂正可否」の項は、契約書等が許可要件を満たさない場合に、訂正することが可能か否かを示す。 「契約書等の該当部分」の項は、例えば契約書2条3項であれば「契2Ⅲ」と記載する。 *

自己点検表

委託営業所名 ○○運送 (株) ○○営業所 **受託営業所名** △△物流 (株) △△営業所

| 通達該当 部分 | 審 査 項 目 | 確認方法 | 訂正 可否 | O× | 契約書等の該当部分 (<mark>必須</mark>) |
|---------------------|--|--------------|----------|------------|----------------------------------|
| 2 | 対面点呼に限られているか。 | 契約書等 | 可 | \circ | 契1 I |
| 2、 10(1) | アルコール検知器に係る業務、点呼の実施記録に係る業務は委 託され、受託者の責任となっているか。 | | 可 | \circ | 契1Ⅰ,8Ⅱ |
| 3 (1) | 委託者は、Gマーク営業所であるか、または、申請日前3年以内に「一当の重大事故」又は「点呼の実施違反」をしていないか。 | 認定書等 | 不可 | 0 | _ |
| 3 (2) | ~。 受委託点呼の時間帯は、1営業日中16時間以内か。 | 契約書等 | 可 | 0 | 契 1 I |
| 3 (3) | 委託者における委託先は一に限られているか。 | 契約書等 許可台帳 | 可 | \circ | 契1 I |
| 3 (4) | 受委託点呼実施場所は受託営業所又は車庫か。受委託点呼実施 場所と委託者の車庫との距離は5km以内か。 | | 不可 | 0 | 契4IV, 5 V |
| 3 (5) | 危険物輸送や特別な許可が必要な運行は除外しているか。 | 契約書等 | 可 | \circ | 契1Ⅱ、細2 |
| 4 | 受託者は、Gマーク営業所であるか。 | 認定書等 | 不可 | \circ | _ |
| 5 (1) (2) | 受委託点呼実施者(運行管理者又は補助者)数は次式以上か。 1+{(受車数+委車数)÷30} 小数点以下切り捨て | | 可 | \circ | 契4 I~Ⅲ 細4 I,5 |
| 5 (4) | 受託者から委託者に、受委託点呼実施者の名簿等を提出することとなっているか。 | | 可 | \circ | 細4Ⅱ,Ⅲ |
| 6 (1) | 運転者は受委託点呼実施者の指導に従い、委託者は受委託点呼 実施者の助言を尊重することとなっているか。 | | 可 | \circ | 契 7 |
| 6 (2) | 委託者から受託者に、運転者名簿、運転者台帳写し、健康診断 概要・病歴・服用薬に係る書類、点検整備記録簿の写し、緊急 連絡体制表が提出されることとなっているか。 | | 可 | 0 | 契5Ⅲ, 6 細9 I ~IV |
| 6 (3) | 委託者から受託者に、一定期間前に、点呼を受ける予定の運転 者等が分かる書類を提出することとなっているか。 | | 可 | \circ | 細 9 V |
| 6 (4) ア | 委託者は、乗務前の点呼を受ける運転者に、当日の運行の計画 について指示することとなっているか。 | | 可 | \circ | 細10 I |
| 6 (4) イウ | 乗務前点呼時に、運転者から受委託点呼実施者に対し、前日の 勤務状況、当日の運行計画、免許証、車検証、自賠責証を提 示、日常点検の結果等を報告することとなっているか。 | | 可 | 0 | 細10 II , III |
| 6 (5) | 乗務後点呼時に、運転者から受委託点呼実施者に対し、乗務に 係る自動車、道路及び運行の状況等について報告することと なっているか。 | | 可 | 0 | 細11 I |
| 7 (1) (2) (4) | 乗務前点呼で、運転者の体調不良等や法令違反を発見したと き、または、乗務後点呼で法令違反を発見したときは、委託者 に連絡することとなっているか。 | 契約書等 | 可 | 0 | 細7 I, II, V |
| 7 (5) | 受託者において受委託点呼が実施できなくなった場合、直ちに 委託者に連絡することとなっているか。 | 2444 11 4 | 可 | \circ | 細7VII |
| 8 | 受委託点呼の実施記録について、記録・保存、写しの提供方法 が、通達のとおり記載されているか。 | | 可 | 0 | 細10IV~VI 細11 II ~IV |
| 9 (1) | 双方の運行管理規程に、受委託点呼の方法等について規定する こととなっているか。 | | 可 | \circ | 細 8 |
| 9 (2) | 個人情報の厳正な取扱いについて規定されているか。 | | 可 | \circ | 契14 |
| 9 (3) | 受委託点呼を含めた総点呼回数の1/3以上を委託者の運行管理者が実施することとなっているか。 | | 可 | 0 | 細12 |
| 9 (3) | 長期間、委託者の運行管理者と対面しない運転者に対し、指 導・監督等を適切に行うこととされているか。 | | 可 | 0 | 細7VII |
| 9 (4) | 災害・気象警報が発令等された場合、委託者に連絡することと なっているか。委託者が運行をさせると判断したとき、委託者 は安全のための措置を講ずることとなっているか。 | | 可 | 0 | 細 7 VI |
| 9 (5) | 委託者は受託者を定期的に調査管理することとなっているか。 受託者は当該調査等に協力することとなっているか。 | | 可 | 0 | 契 9 |
| 10(2) | 交通事故の対応は、委託者が行うこととなっているか。 | | 可 | \circ | 契 2 |
| 11(1) | 受委託点呼の終了の要件が通達どおり規定されているか。 | | 可 | \circ | 契12 |
| 12 | 受委託の報酬は適切か。 | | 可 | \circ | 契3、細3 |
| 13(4) | 受委託点呼実施期間は、3年以内となっているか。 | | 可 | \bigcirc | 契11 |

- ※ 「通達該当部分」の項中の数字は、局長通達(H25.7.30付国自安66号等)の条項を示す。
- ※ 「確認方法」の項中「契約書等」は、契約書及び管理の実施方法の細目を示す。
- ※ 「訂正可否」の項は、契約書等が許可要件を満たさない場合に、訂正することが可能か否かを示す。
- ※ 「契約書等の該当部分」の項は、例えば契約書2条3項であれば「契2Ⅲ」と記載する。